

第5章 計画の推進

計画の推進にあたっては、県民、事業者、NPO、行政のそれぞれが、自らの立場に応じた公平な役割分担のもとに環境配慮の視点から主体的に行動することが期待される。さらに、主体間の連携、協働を図ることで、地域の環境の保全を進めていく。

1 計画の推進

(1) 各主体の役割

本計画の推進にあたっては、行政のみならず県民、事業者、NPOといった社会を構成する各主体が、環境の現状について正しい認識を持ち、環境保全に関して担うべき役割と環境保全活動に参加する意義を理解する必要があります。各主体は、その立場に応じた役割分担のもと、環境負荷の低減や環境の改善に向けて、自主的、積極的な取組を進めていく必要があります。

ア 県民の役割

県民は、日ごろの生活が、地域環境だけでなく、地球環境まで様々な影響を与えていることを理解し、現在のライフスタイルを見つめ直すとともに、地域の生活環境や自然環境、さらには地球環境に配慮した自主的な行動を取り組むことが期待されます。また、行政や地域の団体等が行う環境保全活動に積極的に参加するとともに、各主体と連携しその輪を拡げることが期待されます。

イ 事業者の役割

事業者は、地域や社会の構成員として社会経済活動の中で大きな位置を占めており、事業活動に伴い、様々な資源やエネルギーを消費することにより、少なからず環境へ負荷を与えることから、法令遵守の徹底はもとより、企業の社会的責任を認識し、あらゆる事業活動において、環境負荷の低減に向けた自主的、積極的な取組を進めていくことが求められます。

また、環境に対してよりよい製品やサービスを社会に提供していくとともに、環境技術を幅広く発信していくことが期待されます。

ウ NPOの役割

NPOは、地域環境の保全を推進する上で重要な役割を担っており、それぞれの専門性を生かし、行政や個人では対応できないきめ細やかで柔軟な環境保全活動や、環境学習を行うことが期待されます。また、他のNPOや行政、事業者との調整役を担い、各主体と連携・協働した取組を進めていくことが期待されます。

エ 行政の役割

県は、本計画に基づく施策を総合的、計画的に推進すると同時に、県自らも事業者であり消費者であるという立場から、公共事業の実施における環境配慮や、公共施設での環境配慮など、自ら率先して環境への負荷の少ない行動を実践します。

さらに、県民、事業者、NPOなどの各主体が環境活動を積極的に行えるよう、環境情報の提供、環境教育、環境学習の推進を図るとともに、各主体間のネットワー

クづくりを進めます。

市町村は、住民に最も近い基礎自治体として、住民や事業者等と日常的に関わりを持ち、地域に密着した環境づくりを進める上で重要な役割を担っていることから、県に準じた施策や、それぞれの地域の自然的・社会的条件に応じた独自の施策を進めていくことが期待されます。

また、各主体が自主的に取り組む地域の環境保全活動の促進に努めるとともに、県と同様、事業者及び消費者として、環境への負荷低減に自ら率先して取り組むことが求められます。

(2) 計画の推進体制

ア 県民、事業者、NPO、行政の協働による推進

県民、事業者、NPO、行政の代表者等で構成する「あいち環境づくり推進協議会」の場を通じて、各主体が情報交換や交流を図りつつ、協働して計画を推進します。

イ 県の部局横断的な推進

「愛知県環境対策推進会議」（知事をトップに県庁の各部局長等で構成）において、県が実施する環境保全施策の総合的・計画的な推進を図ります。また、関連する個別計画との連携を図ります。

ウ 市町村との連携

計画の実効性を高めるため、住民に近く、まちづくりに主体的に取り組むことができる市町村との連携を図るため、「環境基本計画推進市町村会議」において情報提供や調整を行います。

エ 広域的な連携

隣接する県と災害時の廃棄物対策や生物多様性の保全、鳥獣害対策での連携や、流域圏として河川や海域の浄化対策に取り組むなど、隣接県と連携した広域環境対策を推進します。

オ 国際的な環境協力の推進

本県と友好提携しているオーストラリア・ビクトリア州などと、環境分野での人的交流や情報交換などを進めていきます。

また、国や独立行政法人国際協力機構（JICA）などとも連携し、アジア地

域を中心に研修生の受入や技術職員の派遣を行い、国際的な環境協力を推進します。

2 計画の進行管理

- 本計画に掲げた施策、目標については、各種環境関係統計の推移、施策の進捗状況等を確認しながら、必要な改善を行うP D C Aサイクルによって、適切な進行管理を行います。
- 本計画の目標や施策の方向に沿って、必要に応じ、新たな個別計画等の策定や既存の個別計画等の見直しを進めます。

